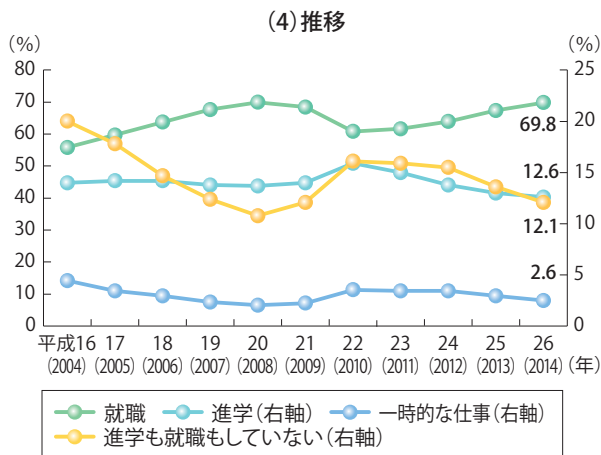
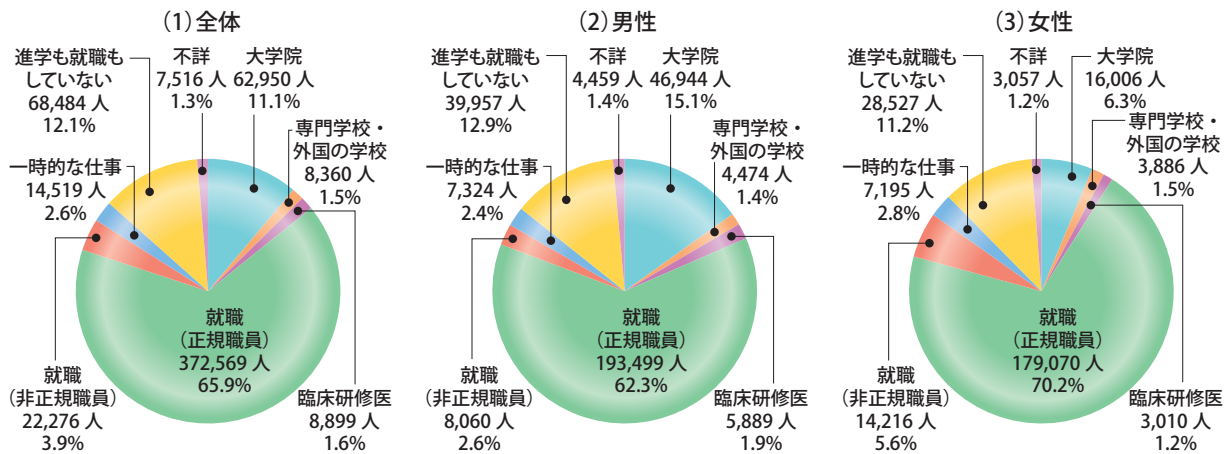


第1-4-7図 大学卒業者（平成26年3月）の状況



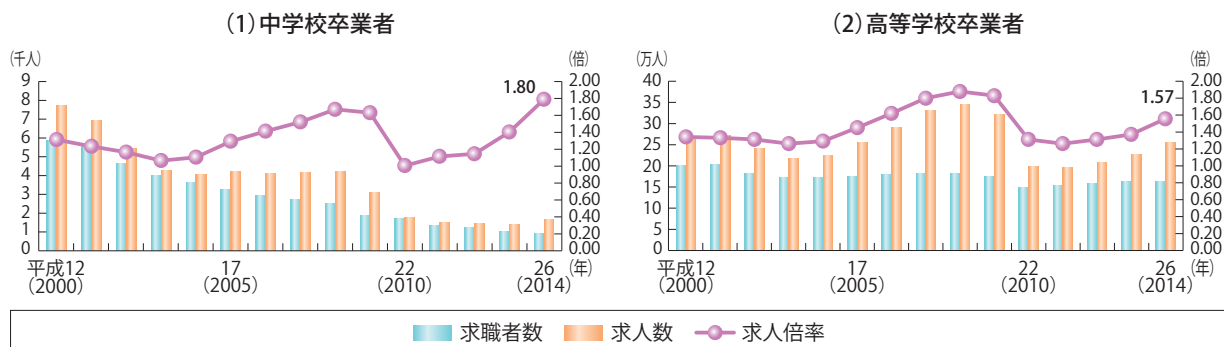
(出典) 文部科学省「学校基本調査」
 (備考) 進学し、かつ就職している者は、「就職（正規職員）」、「就職（非正規職員）」に計上し、「大学院」から除いている。

(2) 職業紹介

求人倍率は改善が進んでいる。

ハローワークと学校が取り扱った中学校卒業者の求職者数と求人数はともに、長期的に減少傾向にあり、平成26（2014）年には、求職者数は909人、求人数は1,636人である。高校卒業者では、求職者数、求人数ともに平成22（2010）年に大きく減少した後、ここ数年、求職者数はおおむね横ばいとなっている一方、求人数は増えている。求人倍率は、中学校卒業者、高校卒業者ともに、平成22年に大きく減少したが、この数年は改善が進んでおり、平成26年には、中学校卒業者は1.80、高校卒業者は1.57となっている。（第1-4-8図）

第1-4-8図 職業紹介状況



(出典) 厚生労働省「新規卒業者（高校・中学）の職業紹介状況」
 (注) 各年3月卒業者のうち、ハローワークと学校で取り扱った求職と求人。

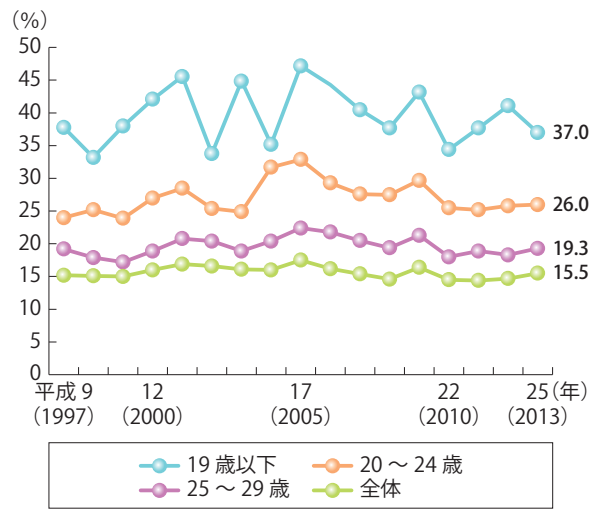
(3) 離職

離職率は、若年層ほど高い。

平成25(2013)年の事業所規模5人以上の事業所における離職率¹⁷は、19歳以下が37.0%、20~24歳が26.0%、25~29歳が19.3%である。ここ数年の推移をみると、おおむね横ばい圏内の動きとなっており、全労働者の離職率を常に上回って推移している。(第1-4-9図)

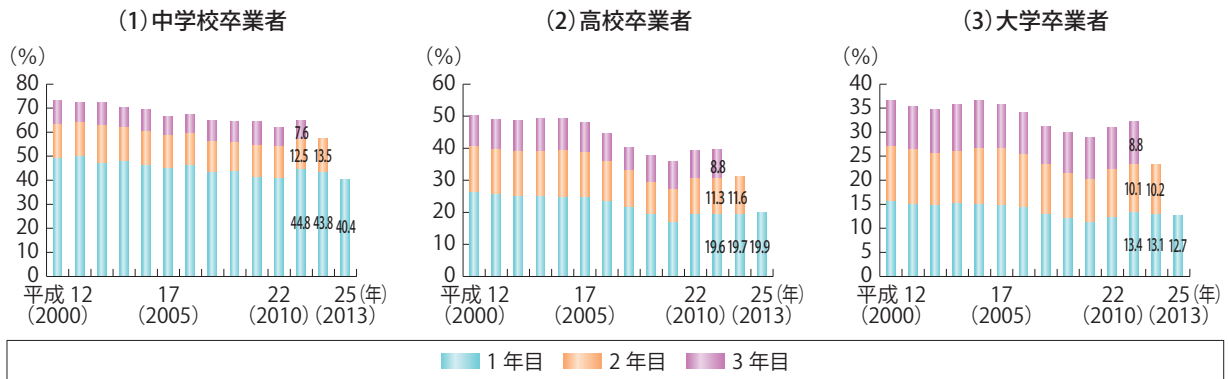
新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率をみると、平成23(2011)年3月卒業者では、中学校卒業者が64.9%、高校卒業者が39.7%、大学卒業者が32.3%と、いずれの離職率も上昇している。中学校卒業者と高校卒業者では、就職後1年以内に離職する者が多い。(第1-4-10図)

第1-4-9図 離職率



(出典) 厚生労働省「雇用動向調査」

第1-4-10図 新規学卒就職者の在職期間別離職率



(出典) 厚生労働省「新規学校卒業者の就職離職状況調査」

(注) 1. 厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を基に算出したもの。
2. 新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分している。

3 労働条件

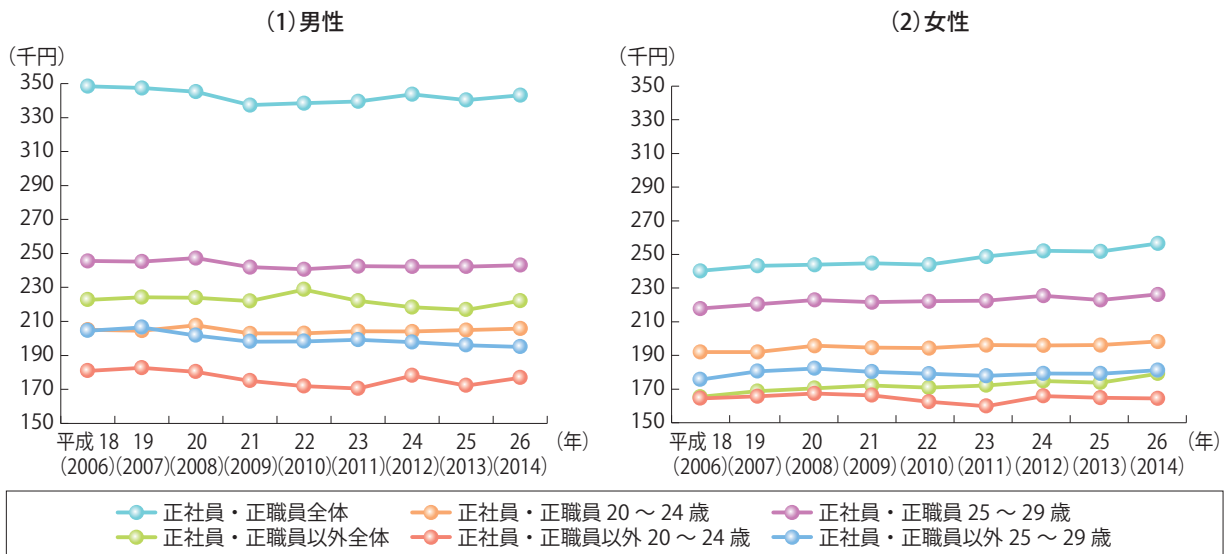
(1) 賃金

平均賃金は正社員・正職員を中心に増加。

20代の平均賃金をみると、平成26(2014)年は、男性は、正社員・正職員の20~24歳が205,900円、25~29歳が243,200円、正社員・正職員以外の20~24歳が176,900円、25~29歳が195,100円である。女性は、正社員・正職員の20~24歳が198,300円、25~29歳が226,300円、正社員・正職員以外の20~24歳が164,400円、25~29歳が181,200円であった。平成26年の20代の平均賃金は、正社員・正職員以外では一部の年齢階級で前年から若干減少したものの、正社員・正職員ではいずれの年齢階級においても前年から増加した。(第1-4-11図)

17 常用労働者のうち、事業所を退職したり、解雇された者の割合。他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所への転出者を除く。

第1-4-11図 雇用形態別平均賃金（名目値）



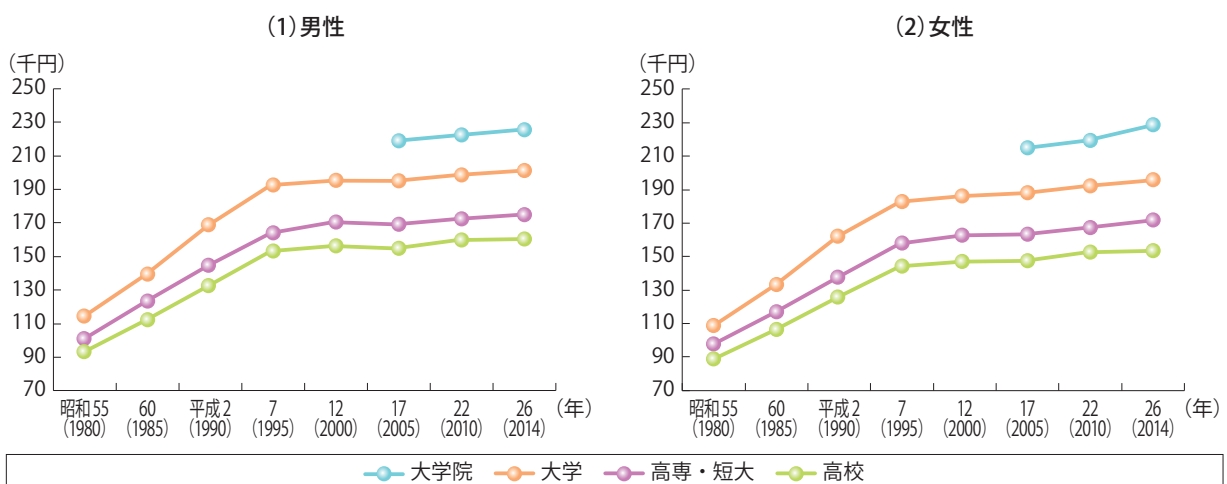
(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 (注) 1. 「正社員・正職員以外」とは、事業所の常用労働者のうち「正社員・正職員」に該当しない労働者であり、「パート」「アルバイト」「嘱託」「準社員」など事業所での呼称を問わない。
 2. 事業所規模10人以上の民営事業所における一般労働者の各年6月分の所定内給与額。所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額（税込み）から超過労働給与額を差し引いたもの。

(2) 初任給

大学卒業者の初任給は上昇傾向にあり、男性で202,900円、女性で197,200円。

新規学卒者の初任給額は、いずれの学歴でもこの10年間緩やかな上昇傾向となっている。平成26(2014)年3月卒業者では、男性は、大学院修士課程修了者227,700円、大学卒業者202,900円、高専・短大卒業者176,100円、高校卒業者161,300円となっている。女性は、大学院修士課程修了者230,700円、大学卒業者197,200円、高専・短大卒業者172,800円、高校卒業者154,200円となっている。(第1-4-12図)

第1-4-12図 新規学卒者の初任給（名目値）



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
 (注) 1. 初任給は、当該年次における確定した額であり、所定内給与額から通勤手当を除いたもの。
 2. 女性の大学卒業者については、昭和61年までは事務系の、62年以降は事務系と技術系を合わせた数値。
 3. 大学院修士課程修了者については、平成17年から調査。